

令和5年度 足利市緊急在学奨学生募集要項 (大学生等)

〔募集期間 令和5年4月3日(月)～令和6年2月9日(金)〕

緊急在学奨学生制度は、やむを得ない事由により家計に著しい影響を受け修学が困難な方を対象としております。奨学金については、在学者本人が貸与を受け、本人が将来返還していくものです。保護者等と十分相談の上、活用しましょう。

1 応募資格

- (1) 申込までの1年以内に、主たる家計支持者に下記の事由が発生したことにより、家計に著しい影響を受け修学の継続が困難な方
 - ・ 死亡、疾病、失職、被災、その他のやむを得ない事由
- (2) 保護者が市内に1年以上居住している方
- (3) 令和5年度に次のいずれかの学校に在学している方
 - ・ 大 学
 - ・ 短期大学
 - ・ 専修学校（専門課程）

※高等学校卒業程度を入学条件としている学校
(ただし、各種学校、大学院、海外の大学、通信制は対象外です)
- (4) 学力優秀、品行方正で勉学に熱意のある方
- (5) 市内に居住している返済能力のある連帯保証人を2名たてられる方
(うち1名は保護者であること)
(返済能力とは、独立の生計を営み、奨学金の返還について、責任を負うことができる者であること)
- (6) 他の奨学金との併用について
足利市以外の機関・団体（日本学生支援機構・栃木県育英会等）の奨学金との併用はできません。
ただし、交通遺児奨学金等の返還義務のない奨学金は併用できます。
(返還義務が生じる可能性がある返還免除型奨学金は併用できません。)
- (7) 本人、保護者、連帯保証人について、外国籍である場合は、永住権のある方

2 募集人員

若干名

3 奨学金貸与額及び貸与期間

月 額 30,000円

期 間 申込書等の受理をした月から令和6年3月まで
(最長で12ヶ月間)

※詳しくは「別紙 書類提出から貸与までの流れ」をご覧ください。

※翌年度も引き続き奨学金を必要とする方は、手続きにより、
1年に限り貸与を継続することができます。

4 提出書類

- ・ 奨学金貸与申込書（※学生本人が記入すること）
- ・ 私の抱負（指定様式・400字程度。※学生本人が記入すること）
- ・ 緊急在学採用に関する申告書（※学生本人が記入すること）
- ・ 大学等の発行する「推薦書」（指定様式・未開封のもの）
- ・ 保護者の所得証明書（奨学金専用の様式のもの、有料）
- ・ 同意書（連帯保証人としての返済能力を確認する一環として、市税等の納入状況を調べるため）

◎所得証明書申請用紙は教育総務課指定のものをご使用ください。

◎所得証明書発行場所：市民課、行政サービスセンター

◎本人、保護者、連帯保証人が外国籍の方は、在留カードの写しを提出してください。

※家計急変の事由が確認できる書類を提出していただく場合もあります。

5 書類提出先

足利市教育委員会事務局 教育総務課庶務担当 （市教育庁舎3階）

6 選考・採否決定の時期と通知方法

- (1) 足利市奨学生選考委員会において、書類により選考します。
- (2) 採否の結果は選考委員会後に本人に通知します。

7 採用決定者の提出書類

- (1) 奨学金借用証書兼誓約書
- (2) 連帯保証人2名の印鑑登録証明書
- (3) 在学証明書

足利市ホームページからも募集要項、申込書等のダウンロードができます。

採用後の奨学生の心得

1 書類提出

本人または連帯保証人の住所変更等があった場合には、直ちに異動届により届け出をすること

2 継続申請

原則として貸与は年度末までですが、翌年度も引き続き奨学金を必要とする方は、貸与継続申請書等の必要書類の提出により1年に限り貸与を継続することができます。

3 奨学金の返還（無利子）

奨学金は皆さんの返還金からまかなわれております。

奨学生本人が責任を持って返還してください。

連絡なく2ヶ月以上の返還が確認できない時は、連帯保証人に対し、返還を請求します。

(1) 返還期間

卒業後1年間据え置き後、貸与総額を15,000円で割った月数内

【例】3万円を5か月借りた場合

$30,000 \times 5 \text{ か月} = 150,000 \text{ 円} \cdots \cdots \text{貸与総額}$

$150,000 \text{ 円} \div 15,000 \text{ 円} = 10 \text{ か月} \cdots \cdots \text{返還期間（月数）}$

10か月以内での返還となります。

(2) 返還方法 ☐ 口座振替

4 奨学金の停・廃止

奨学生が次に該当する場合には、奨学金の貸与を停止または廃止します。

- (1) 傷病などのため、卒業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または素行が著しく不良なとき
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (4) 休学・転学が適当でないとき
- (5) 保護者を含め、家族全員が足利市以外に転出したとき
- (6) その他規則に違反し、または奨学生として適当でないとき

お問い合わせ
足利市教育委員会事務局 教育総務課庶務担当
TEL:0284-20-2216（教育総務課直通）
E-mail:kyoiku@city.ashikaga.lg.jp

別 紙

書類提出から貸与までの流れ

申込書等提出期間	選考委員会	貸与開始月
4月 3日～ 4月14日	4月下旬	5月
4月17日～ 5月12日	5月下旬	6月
5月15日～ 6月16日	6月下旬	7月
6月19日～ 7月14日	7月下旬	8月
7月18日～ 8月10日	8月下旬	9月
8月14日～ 9月15日	9月下旬	10月
9月19日～10月13日	10月下旬	11月
10月16日～11月17日	11月下旬	12月
11月20日～12月15日	12月下旬	1月
12月18日～ 1月12日	1月下旬	2月
1月15日～ 2月9日	2月下旬	3月

【例】4月7日に申込→4月下旬に選考・採用→在学証明書等提出→5月に貸与開始

※申請があった月分からの貸与となるため、4・5月分を5月に貸与